

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成7年1月から8年9月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年10月1日まで
標準報酬月額決定通知書では、申立期間の標準報酬月額は26万円とされているのに、「ねんきん定期便」によるとこの額より低く記録されているので、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、平成8年4月9日付けで、遡及して9万8,000円に引き下げられており、申立人のほか一人についても同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所から提出された、社会保険事務所（当時）発行の領収証書及び「納付（弁済）受託証書」により、申立期間当時、当該事業所は社会保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、元同僚は、「申立期間当時の代表取締役は、亡くなる1か月ほど前の平成8年6月頃に入院したと思うが、それまでは一切の仕事を取り仕切っていた。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成7年4月から8年7月までは24万円、同年8月から9年4月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時の給料より低くなっている。給料が下がった記憶は無いので、標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年4月から8年7月までは24万円、同年8月からは20万円と記録されていたところ、いずれも8年10月1日付けで、7年4月1日に遡って14万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所においては、平成8年10月1日時点で厚生年金保険の被保険者であった者全員（申立人を含む28人）について、上記と同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、元事業主とも連絡がとれないため、当時の状況を聴取することができないが、当委員会のほか、年金記録確認B地方第三者委員会に当該事業所に係る事案が申し立てられ、当該事案の調査において、社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、申立期間当時、当該事業所は社会保険料を滞納していた旨の証言をしている。

加えて、商業登記簿謄本により、申立人は当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、複数の元同僚が、申立人は社会保険事務や給与計算事務を担当していなかった旨証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所が上記の記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年4月から8年7月までは24万円、同年8月から9年4月までは20万円に訂正することが必要である。

栃木国民年金 事案 1013

第1 委員会の結論

申立人の平成17年10月から18年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月から18年4月まで
60歳になる少し前に、A社会保険事務所（当時）で年金相談をした際、未納期間の国民年金保険料を60歳までに納めるように勧められた。そのため、その後、年金裁定請求手続を行う数日前に、姉から借りた金で申立期間に係る国民年金保険料9万5,340円を当該事務所の窓口で納付したにもかかわらず、その納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「年金裁定請求手続を行う数日前に、姉から借りた金で、申立期間に係る国民年金保険料（9万5,340円）をA社会保険事務所の窓口で納付した。」としているが、同事務所の記録によると、申立人が同事務所を訪問して年金裁定請求手続を行ったのは、平成19年5月14日の午後0時5分から午後0時31分までの時間と記録されており、申立人の姉は同日の午前中に申立人の口座に10万円を振り込んだとし、申立人の口座のある金融機関の記録によると、当該口座から10万円が引き出されたのは同日の午後3時16分であることから、その主張には齟齬がみられる。

また、申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料を社会保険事務所で納付した際に領収書をもらわなかったので所持していない。」としているが、社会保険事務所（当時）が保険料を収納した際に領収証書を発行しなかったとは考え難い。

さらに、当該事務所では、「社会保険事務所の窓口で国民年金保険料を領収することができるのは、分任収入官吏に任命された職員のみであるが、申立人が現金を渡したとする職員は、申立期間当時、B業務の責任者としてC職にあり、分任収入官吏に任命されていなかった。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年頃から平成 9 年 3 月 1 日まで
昭和 58 年頃から A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成 9 年 3 月 1 日となっており、退職直前の 6 か月間しか記録されていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部について A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 9 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当該期間の状況を確認することができないが、その娘は、「申立期間当時、会社は社会保険に加入しておらず、社員は国民年金と B 国保組合の国民健康保険に加入していた。」と証言している。

さらに、申立人が自分よりも先に入社していた者として氏名を挙げた元同僚についても、申立人と同日の平成 9 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 29 日から 59 年 1 月 1 日まで
A社には昭和 58 年の年末休みに入るまで勤務し、同年 12 月分の厚生年金保険料が給料から控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚に照会したところ、申立人がA社に勤務していたとの証言は得られたが、退職日を特定することはできなかった。

また、当該事業所は、「申立期間当時の関係資料は保存していないため、その当時の従業員の記録の確認はできない。」としており、申立人の当該事業所における退職日及び厚生年金保険料控除を確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日は昭和 58 年 12 月 29 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該記録に遡って訂正されたなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。